

【重要】

こども性暴力防止法の施行に伴う、保育科実習生・専攻科研修生の特定性犯罪前科の確認（犯罪事実確認）等について

山梨学院短期大学（以下、「本学」といいます。）保育科および専攻科保育専攻では、すべてのこどもたちの安全と人権を最優先に確保し、児童対象性暴力を未然に防止するため、2026年12月25日より施行される「こども性暴力防止法」に基づいた厳格な対応を実施いたします。

本学において、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状（以上、保育科）、および幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状（以上、専攻科保育専攻）の取得を目指す学生の皆さんは、実習（保育実習・施設実習・教育実習）、現場研修（専攻科保育専攻）を行うにあたり、以下の制度と本学の対応について必ずご確認ください。

また、2027（令和9）年度以降に本学を志願される方につきましても、本学への出願前に以下の制度と本学の対応について必ずご確認ください。

1. 実習先施設（幼稚園・小学校・保育所・施設等）による「犯罪事実確認」の可能性

法の施行に伴い、実習生がこどもと一対一で接する可能性があるなど、実習の実態に応じて、実習先施設から「特定性犯罪前科の有無の確認（犯罪事実確認）」を求められる場合があります。確認が必要と判断された場合、実習生本人がこども家庭庁に対し戸籍謄本等の必要書類を提出する手続を行う必要があります。

2. 特定性犯罪前科がある場合の影響

犯罪事実確認の結果、特定性犯罪前科が確認された学生（および自己申告のあった学生）は、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、こどもと接する実習を行うことができません。実習は資格・免許取得の必須要件であるため、実習（現場研修）を修得できない場合は、原則として保育士資格や幼稚園教諭・小学校教諭の免許状を取得することはできません。

3. 入学前・進学前における誓約書等の提出

本学では、こどもたちの安全を守る養成校としての社会的責任を果たすため、2027（令和9）年度以降の入学者（保育科本科・専攻科）および実習を履修する在学生を対象に、特定性犯罪前科がない旨の「誓約書」および制度への「同意書」の提出を義務付けております。

本学は、実習先施設および地域社会と深く連携し、こどもたちが安心して過ごせる教育・保育環境の構築に努めてまいります。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

4. 【参考】制度の詳細はこちらをご覧ください。

○こども家庭庁ホームページ「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

【お問い合わせ先】

山梨学院短期大学 事務局（TEL：055-224-1400）